

権限移譲期間のマレーシア政治

—JAMS 関東地区 7 月月例報告会から—

伊藤恵理子*

2003 年 7 月 11 日、在マレーシア日本国大使館の川端隆史氏が JAMS 関東地区 7 月月例報告会にて報告された。外務の現場を通して日々変化を遂げるマレーシアの動向を目の当たりにしている川端氏の報告内容を、以下、二つの論点に分けて述べていくことにする。

1. UMNO 指導体制の変化の兆し

2002 年 6 月 22 日、UMNO の年次党大会でマハティール党総裁(首相)が突然の辞意を表明した。突然の出来事に大会は混沌とした状態に陥ったが、翌 23 日に総裁は改めて党幹部と会合をもち、この会合で、(1)2003 年 10 月 24～25 日に開催されるイスラーム諸国会議(OIC)首脳会議の後に、マハティール総裁(首相)が党と政府における役割を辞任すること、(2)アブドゥラ党副総裁(副首相)が後継者となること、の二つが決定された。

アブドゥラの政治指導力や、アブドゥラ新指導体制のもとでの今後の UMNO の活動、ひいてはマレーシア政治がどのように展開していくかは現在のところ未知数であるが、現在のマハティール体制からポスト・マハティール体制への権限委譲期間に起こっている変化に注目することで、今後のアブドゥラ体制下での展開を予想することが可能であろう。

川端氏の報告によれば、現在の権限委譲期間には従来の UMNO 指導体制に変化の兆しが観察できるという。指導体制の変化とは、総裁であるマハティール個人に権限が集中していた従来の「個人型トップダウンシステム」から「集団型トップダウンシステム」への移行を指しており、そうした変化を川端氏は以下の二点から裏付けて説明した。

運営委員会の役割の増大

UMNO の党中央組織である中央党大会(党の最高意思決定機関)や最高評議会(党大会に諮る必要のない日常の党運営についての決定機関)に比べ、従来から存在してはいたものの重要な政治的決定を行うことはなく、これまで取り立てて目立つ存在ではなかった運営委員会が、マハティール首相の辞任発言後、これまではマハティール個人が行ってきたような重要な政治的決定をしばしば行っているという。マハティール総裁を構成メンバーに含まず、アブドゥラ副総裁を議長とするこの運営委員会の役割・存在感が増してきているということは、即ち、従来のマハティール独断ともいえる個人主導の決定過程から、次第に党指導層間での合議型(調整型)の決定

*東京大学大学院・修士課程在籍

過程へと移行しているということを意味する。

ちなみに川端氏によれば、運営委員会の権限の増大には何らかの制度的な担保が伴っていたということではなく、辞任発言後にマハティール首相が国内を留守にしたことに伴う決定主体の不在が結果的に運営委員会の役割の増大を招いたというのが実情のようである。

ナショナル・サービス(徴兵制)に関する閣僚委員会の発足

辞任発言後の10月26日、マハティール首相はナショナル・サービスの導入について内閣で検討すると発言した。その4日後にはナジブ国防相を中心とする閣内委員会の設置が決まった。この委員会でナショナル・サービスについての具体的な実施要綱が決定されていくことになるが、注目すべきはマハティールがこの閣内委員会の中心に自らを据えることなく、次期アブドゥラ体制下でのナンバー・ツーと目されるナジブを筆頭とした現閣僚たちに委員会での主導権を委ねたことである。このことは、マハティール体制からポスト・マハティール体制への権限委譲期間に決定主体の集団化が緩やかに進行していることを意味する。

なお、ナショナル・サービスの導入の目的は青年層の愛国心の醸成と国民統合の促進、および青年層の健全な人格形成であって、国家の軍事力強化を目的とするものではないという。マハティール首相は自らの退任を目前に、このプログラムの導入を推進することで、最大の懸念材料で

ある国民統合という政治課題を次の世代に託したといえる。

なお、上述したような個人型トップダウンシステムから集団型トップダウンシステムへの移行のメリットについて川端氏は、政治的決定過程の制度化が促進されるということを挙げた。このことは市民社会論の観点から見た場合に、これまでよりも成熟した市民社会の形成が可能となるということでもあるだろう。報告後には参加者から「集団型トップダウンシステムへの移行を外交の実務で実際に感じることはあるか」という質問がなされたが、この質問に対して川端氏からは、UMNO 内部の党員意識の変化を感じるという返答があった。

2. イスラームを巡る諸問題

川端氏の報告の二つ目の論点は、マレーシアのイスラームの様相を読み解くための枠組みや視点の問題である。川端氏は、マレーシアのイスラームを(1)制度化された範疇で存在する「許容される」イスラームと(2)制度の枠から外れた「許されない」イスラームとに分けた上で、(1)の制度化されたイスラームの内部でさらに UMNO と PAS という政党ベースでの対立構造が生じていることを指摘した。その対立構造の内実とは、制度化されたイスラームという共通性を持つ一方で、UMNO と PAS が互いにその正統性の根拠を異にするということである。つまり、UMNO は連邦政府によって正統性を付与されたイスラームを体現するのに対して、PAS はクランタン、トレンガヌ州等の PAS が支配的な地域の有権者によって

その正統性を付与されたイスラームの体現者であるというように、国内でイスラームの正統性の根拠が二通り存在するという緊張状態が生まれている。

マレーシアではイスラームに関する事項は州政府の管轄であるから、州ごとの独自性を含んだイスラームが実践されることになる。そのことはマレーシアのイスラームに多様性を与えると同時に、複雑性や混迷をもたらしている。川端氏は二つの具体的な事例を挙げてこの現状を説明した。

UMNO を中心とする国民戦線が支配的であるスランゴール州では、オープン・スペースでの豚肉の販売が禁止されている。ムスリム以外の住民も多い同州でこのようなイスラームに関する規制が厳格に実践されるということのインパクトもさることながら、さらに注目すべきなのは、UMNO が支配的な同州政府が実践するイスラームが、PAS が支配的であるクランタン、トレンガヌ州で実践されているイスラームよりも厳格であると判断できることである。このことは、「UMNO = 穏健なイスラームを掲げる政党、PAS = 急進的なイスラームを掲げる政党」といった従来のステレオタイプ的な認識を覆すような事例として理解することができるだろう。

また、ペラ州イポーでは非ムスリムがオープン・スペースでの「迷惑行為」のかどでムスリムの執行当局に逮捕・拘留されるという出来事が起きた。ここでの「迷惑行為」とはイスラームに照らした場合に「許されざる行為」であるということであるにも

関わらず、州当局はその「迷惑行為」に対する刑罰の適用対象を非ムスリムにまで拡大したのである。この事例から言えるのは、各州の間でイスラームの実践に関して生じているズレや揺れがムスリムのみならず、非ムスリムにとってもクリティカルな問題となってきているということである。

以上、川端氏の報告を二つの論点に分けてまとめたが、どちらの論点も現在のマレーシア政治を理解する上で欠かせない視点であったように思われる。川端氏のような実務家が日々マレーシアの政治に直接触れることによってこそ培うことのできる経験や見識の集成と、我々研究者のアカデミズムとが、互いの立場の違いを強調して遠ざけあうのではなく、違いを認め合った上で発展的な連携を行うことの意義を強調した川端氏の発言が印象的であった。